

## 入札公告

次のとおり一般競争入札を行うので、吉賀町建設工事一般競争入札実施要綱（平成20年吉賀町告示第52号。以下「実施要綱」という。）第4条の規定に基づき公告します。

令和2年7月2日

鹿足郡不燃物処理組合管理者 吉賀町長 岩本 一巳

### I. 入札に付す事項

1. 件名 鹿足郡不燃物処理組合自走式二軸剪断機購入事業
2. 納入場所 吉賀町幸地1319番地（鹿足郡不燃物処理組合）
3. 納入期限 令和3年3月19日まで
4. 調達物品 自走式二軸剪断機 一台

### II. 入札参加資格

1. 入札参加資格業種 吉賀町入札参加資格申請（物品）において大分類「車両類」の登録がある者
2. 営業所の所在地要件 中国管内に本店又は支店等を有する者

### III. 競争参加資格の確認

1. 提出書類
  - ①競争参加資格確認申請書（物品）
  - ②誓約書
  - ③吉賀町の滞納がないことの証明（原本）
  - ④消費税及び地方消費税の未納がないことの証明（原本）
  - ⑤納入予定物品のカタログ
2. 競争参加資格確認申請書の提出期限 吉賀町役場総務課へ  
令和2年7月17日（金）午後5時15分まで

### IV. 設計図書等の閲覧

1. 閲覧期間 令和2年7月2日（木）から令和2年7月22日（水）までの平日、午前8時30分から午後5時15分までとする。
2. 閲覧場所 吉賀町役場 総務課、柿木地域振興室又は鹿足郡不燃物処理組合とする。
3. 設計図書に関する質問の提出期限  
令和2年7月20日（月）午後5時15分まで
4. 設計図書等に対する質問は、設計図書に対する質問書（様式第4号）により吉賀町役場総務課へ持参するものとする。質問がない場合もその旨を文書で提出すること。
5. 前号の質問書に対する回答は、原則として質問書の提出期限の翌日から起算して

2日(休日を除く。)以内に、競争参加資格確認申請書を提出したすべての者に対し回答書(様式第5号)により回答する。

#### V. 一般競争入札の日時及び場所

日 時 令和2年7月27日(月) 午前9時  
場 所 吉賀町役場 六日市庁舎 2階第2会議室

#### VI. 入札方法等

1. 電報又は郵送による入札は認めない。
2. 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を持って落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載すること。
3. 再度の入札は2回までとする
4. 代理人として入札する場合は、委任状を提出すること。
5. 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一物品について同時に他の代理人となることはできない。
6. 入札場所への入場は前述の競争参加資格確認申請書の申請書に受付印のある写しを提出すること。
7. 入札保証金は免除する。

#### VII. 入札の無効等

1. 公告に示した一般競争入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札。
2. 虚偽の申請を行った者がした入札。
3. 入札に関する条件に違反した入札。
4. 競争参加資格確認申請書提出期限の日の翌日から入札の時点までに、指名停止を受けた者がした入札。
5. その他入札の時点において競争参加資格のない者がした入札。

#### VIII. 落札者の決定方法

1. 有効価格での入札者について、金額の低い者から一般競争参加資格要件を審査し当該用件を満たしていることが確認できた場合に当該入札した者を落札者と決定する。
2. 落札者の決定は、原則として入札日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に行い、結果を公表する。
3. 審査において競争参加資格がないと認められた者は、吉賀町に対して理由の説明を求めることができる。
4. 同じ最低価格をもって入札した者が2人以上ある場合は、くじにより落札者の決定をする。なお、本人が集合できないときは、代理人でも可とする。但し、委任状を必要とする。また、代理人も出席できないときは、町長が指名する町職員が

代理人となる。

IX. 契約、支払条件

1. 契約保証金は、契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。但し、吉賀町契約規則第 30 条の各号のいずれかに該当する場合は免除とする。

X. その他の条件

1. 最低制限価格は設けない。
2. その他、吉賀町建設工事一般競争入札実施要綱に定めるとおり。

XI. 問合せ先 吉賀町役場総務課 担当者 佐々木 TEL 77-1111  
FAX 77-1891